

東三河広域連合は平成28年4月から 消費生活相談業務を始めます。

●平成28年4月1日から東三河広域連合で消費生活相談業務を開始します。現在、愛知県や各市町村で行っている消費生活相談業務を広域連合で一体的に行うことで、東三河地域の方が東三河広域連合のどこの窓口でも相談が受けられるなど、相談サービスの充実を図ります。

●消費者からの、商品やサービスに対する苦情や契約に関するトラブル、架空請求などの消費生活全般について、消費生活相談員が相談に応じます。

例：クーリング・オフ、インターネットトラブル、多重債務者相談、架空請求

●消費者トラブルで困ったときは、ひとりで悩まず早めに、お近くの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

●消費者ホットライン電話番号188（イヤヤ）でも、最寄りの相談窓口につながります。

●東三河広域連合が、消費生活相談業務を開始することに伴い、愛知県東三河総局の消費生活相談室と新城設楽振興事務所の消費生活相談室・県民相談室は平成28年3月末日をもって業務を終了しますが、各市町村の消費生活相談窓口は、4月より東三河広域連合の相談窓口となり、専門の消費生活相談員の配置、業務日の増加、業務時間の延長が行なわれます。

東三河広域連合消費生活課

（豊橋市文化市民部安全生活課内）

豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所東館12階）

〒440-8501 0532-51-2305（直通）

愛知県東三河消費生活相談室

（愛知県東三河総局県民環境部県民安全課相談グループ内）

豊橋市八町通五丁目4番地（愛知県東三河総合庁舎1階）

〒440-8515 0532-52-0999（直通）（平成28年3月まで）

愛知県新城設楽消費生活相談室

（愛知県新城設楽振興事務所県民安全防災課相談・旅券グループ内）

新城市字石名号20-1（愛知県新城設楽総合庁舎1階）

〒441-1365 0536-23-8701（直通）（平成28年3月まで）



平成28年4月からの 消費生活相談窓口のご案内

東三河広域連合

東三河消費生活総合センター

月～金（祝日・振替休日・年末年始を除く）9：00～16：30

電話 0532-51-2305（直通）

豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所12階 安全生活課）

東三河消費生活豊川センター

月～金（祝日・振替休日・年末年始を除く）9：00～16：30

電話 0533-89-2238（直通）

豊川市諏訪1丁目1番地（豊川市役所北庁舎4階）

東三河消費生活蒲郡センター

月～金（祝日・振替休日・年末年始を除く）9：00～16：30

電話 0533-66-1204（直通）

蒲郡市旭町17番1号（蒲郡市役所新館2階）

東三河消費生活新城センター

月・火・木・金（祝日・振替休日・年末年始を除く）9：00～16：30

電話 0536-23-6260（直通）

新城市西入船5番地2（新城市勤労青少年ホーム1階 商工・立地課）

東三河消費生活田原センター

月・火・木・金（祝日・振替休日・年末年始を除く）9：00～16：30

電話 0531-23-3818（直通）

田原市田原町南番場30番地1（田原市役所北庁舎1階 商工観光課）

東三河消費生活設楽相談室

毎月第2水曜日（祝日の場合は翌日）10：00～15：00

電話 0536-62-0527

北設楽郡設楽町字辻前14番地（設楽町役場 産業課）

東三河消費生活東栄相談室

毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）10：00～15：00

電話 0536-76-1812

北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地（東栄町役場 経済課）

東三河消費生活豊根相談室

毎月第4水曜日（祝日の場合は翌日）10：00～15：00

電話 0536-85-1311

北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地（豊根村役場 商工観光課）

消費者ホットライン電話番号188（最寄りの消費生活相談窓口につながります）